

## 令和4年度 第1回 新潟市入札等評価委員会 会議録

【日 時】： 令和4年7月13日（月）午前10時から11時20分まで

【会 場】： 新潟市役所 本館5階 全員協議会室

【出席者】： 委員長 鈴木 高志 （弁護士）

委 員 上村 都 （大学教授）

委 員 大野 寛之 （公認会計士）

委 員 津野 洋子 （行政書士）

委 員 富山 栄子 （大学教授）

委 員 榎並 みほ （公募委員） （出席数：6名／委員数：6名）

（鈴木委員長）

委員長の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

これより、令和4年度第1回新潟市入札等評価委員会、定例会議を開会いたします。

次第の「1. 定例会議 報告」に入る前に、前回の会議で質問があった事項について、事務局から説明していただきたいと思えます。

（事務局）

契約課長の加藤です。よろしくお願いいたします。

前回の評価委員会で審議されました「青山斎場6号炉改修工事」について、予定価格の設定は適切なのかというご質問をいただいております。一者随意契約でしたので、予定価格を決める際にもその1者から見積りを取っていますが、その金額の検証はどのように行っているのかを確認いたしましたので、ご説明いたします。

参考見積りを聴取して、その後、機器の部品ですとか手間代のようなものの価格を、過去に提出された見積書の金額と突合したり、積算関係の公表されている刊行物などを参考に物価上昇率も確認しまして、適正な範囲の見積りであるかどうかを確認しているということでした。

また、改修の必要がない部位が見積りに含まれていないかとか、今まで実施してきた内容と大きな差はないかなども確認して予定価格としているということでした。

(鈴木委員長)

ただいまの説明について、ご質問はございますか。よろしいでしょうか。

ーなしー

## **1. 定例会議 報告**

### **(1) 令和3年度下半期(10月～3月)発注工事に関する入札・契約手続の運用状況等の報告**

(鈴木委員長)

それでは次第に戻りまして、次第「1. 定例会議 報告」(1) 令和3年度下半期発注工事に関する入札・契約手続の運用状況等、並びに総合評価方式について、事務局は報告をお願いいたします。

(事務局)

令和3年度下半期における発注工事の状況等について、報告と説明をさせていただきます。お手元の資料の1ページ、発注工事総括表をご覧ください。令和3年10月から令和4年3月までの半年間の状況となっています。契約件数は377件、当初契約額の合計は160億3,106万円で、平均落札率は91.58パーセントとなっております。制限付一般競争入札、指名競争入札、随意契約の入札方法別の内訳は記載のとおりです。

建設工事の件数ですが、前年同期が353件であったのに対して、24件の増となっています。平均落札率は、前年同期が91.53パーセントであったのに対し、0.05ポイント上昇しています。

次に、2ページをご覧ください。発注件数及び落札率の推移をグラフ化したものです。前回お示ししたグラフに、令和3年度下半期のデータを追加いたしました。

平均落札率は平成17年以降下がりを続けておりましたが、平成20年度に最低制限価格を2パーセント引き上げて以降徐々に上昇し、平成26年度に区の発注案件について下限値を90パーセントに引き上げて以降は、ほぼ横ばいの状況が続いております。下には新潟市における主な入札の改革の経緯などが記載してございます。

総合評価方式につきましては、技術管理課からご説明いたします。

(事務局)

技術管理課の鈴木です。よろしくお願ひいたします。総合評価方式の概要につきまして、お手元の資料に沿って説明いたします。

3 ページをご覧ください。1「総合評価方式」につきましては、価格競争だけではなく、価格と価格以外の技術的な要素を評価の対象として、品質や施工方法などを総合的に評価し、技術力と価格の両面から最も優れた者を落札者とする入札方式です。

次に、2「本市における総合評価方式の取組み」についてです。本市では、平成18年から設計金額1,000万円以上の一般競争入札案件の工事を対象に試行しまして、建設業団体との意見交換や必要に応じてアンケート調査などを通じて、段階的に条件の見直しを行い、平成25年度以降は、設計金額5,000万円以上とし、機械設備などの特殊な工事や著しく実績の少ない工事を除いた60パーセント程度の件数を目標に実施してきました。

令和3年度の実施件数は50件となり、そのうち3件は簡易な施工計画の提案を求める簡易型としておりました。今年度も引き続き設計金額5,000万円以上の工事を対象に、総合評価の対象となりえる件数の60パーセント程度を目標に実施する予定としています。

次に、3「本市において実施している総合評価方式の主なタイプ」についてです。新潟市では、企業及び配置技術者の施工実績や工事成績などにウエイトを置いて評価を行う特別簡易型、もしくは簡易型を主に採用しております。

最後に、4「特別簡易型と簡易型のタイプ分け及び評価項目・評価点について」です。資料の4ページをご覧ください。配点上段の評価項目欄、右側に「特別簡易型」と「簡易型」がそれぞれ縦軸に表作成してありますが、それらのタイプ分けについては、評価項目欄下段の「簡易な施工計画」を入札参加者から求めるか、求めないかで分けており、簡易な施工計画を求める場合は実績と併せ、その施工計画の提案内容が発注しようとする工事に対して有効な手立てなのかどうかを判断しております。

また、両タイプとも工事金額に応じてⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型に分類し、参加できる企業のランクに応じて設定しています。

次に、横軸の「技術評価点」ですが、上から中項目として「簡易な施工計画」、「工事の施工能力」、「地域・社会貢献度」、「客観的な優良性」の四つの項目に分けており、各項目の横軸の数字が上限値になります。

順に説明いたします。「簡易な施工計画」については、簡易型のみが対象になります。次に、「工事の施工能力」については、企業及び配置技術者の工事成績や工事实績を評価する

項目となります。次に、「地域・社会貢献度」については、災害時の活動協力や除雪協力、ボランティア活動など、地域への貢献度を評価する項目になります。最後に、「客観的な優良性」については、ISOや優良工事表彰などを評価する項目になります。

以上の各評価項目の評価点を合計したものが、その下の技術評価点になります。技術評価点につきましては、特別簡易型が20点満点、簡易型を30点満点とし、タイプに応じて技術力の重みを変えて評価しております。そして、さらにその下の価格評価点を加えて100点満点とし、入札参加者の評価を行っています。

本市の総合評価の採用につきましては、工事の難易度や設計金額5,000万円以上の60パーセント程度といった発注割合を考慮しつつ、どの工事を総合評価とするのか、また総合評価の際、どのタイプを採用するのか、工事内容や現場特性を踏まえて工事発注課で選定することとしています。

(鈴木委員長)

ありがとうございます。ただいまの説明について、ご質問はございますか。特にありませんか。

ーなしー

(鈴木委員長)

続きまして、「苦情処理」および「指名停止」について、事務局はご報告をお願いいたします。

(事務局)

「苦情処理」および「指名停止」についてです。まず、苦情処理につきましては、資料の5ページのとおり該当はありませんでした。

指名停止については、6ページをご覧ください。昨年度、下半期におきまして指名停止となった事業者は4社となります。上から順に1社目、パシフィックコンサルタンツ株式会社ですが、富山市が発注した、つり橋の設計業務に関し令和4年1月24日に公契約関係競売入札妨害の疑いで社員が逮捕されたものです。こちらが指名停止等措置要領第2条、要領別表第2第5号の「競売入札妨害又は談合」に該当することから、6か月の指名停止といたしました。

2社目は、株式会社ジイケイ設計です。こちらも同様に富山市が発注した、つり橋の設計業務に関し、社員が逮捕されたということで、6か月の指名停止といたしました。

3社目は、JFEエンジニアリング株式会社です。沖縄県竹富町発注の海底送水管更新工事に関し、令和4年2月13日、公契約関係競売等妨害の容疑で社員が逮捕されたもので、こちらも6か月の指名停止といたしました。

4社目が、セコム上信越株式会社です。国、地方公共団体が発注する群馬県内の公共施設における特定機械警備業務について、受注価格の低落防止等を図るため、他の業者と受注調整を繰り返していたということで、公正取引委員会が違反事実の公表を行いました。

指名停止等措置要領第2条、要領別表第2第3号の「独占禁止法違反行為」に該当しましたが、公正取引委員会の立入調査前に違反を自主申告したことにより、処分が見送られたということで、こちらが指名停止等措置要領第4条第3項に該当するため、指名停止期間を2分の1の期間の3か月といたしました。

措置要領の条項の抜粋は7ページにございますが、本日追加で1枚資料をお配りしております。

(鈴木委員長)

ただいまのご報告について、ご質問はありますか。特にございませんか。

ーなしー

## **(2)当番委員より抽出工事事案の説明**

(鈴木委員長)

続きまして、次第の(2)「当番委員より抽出工事事案の説明」となります。今回審議を行う抽出工事事案につきましては、当番委員の津野委員から事前に抽出していただいております。津野委員から、抽出事案と抽出理由について説明していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(津野委員)

9ページに事案の抽出理由と工事番号があります。制限付一般競争入札に関しましてはまずナンバー19ですが、総合評価方式を採用していたので、その内容を知りたいということと、入札13者に対し、辞退が10のため、その理由を知りたいということで抽出させていただきました。

ナンバー21ですけれども、落札率が99.68パーセントと高いのですが、入札2者、辞退

1 となっているため、その背景を知りたいということで抽出しました。

それからナンバー193 は、入札 13 者に対し、辞退 1、無効 2、超過 6、棄権 1 となっているため、その背景を知りたいということで抽出しました。

続いて、指名競争入札ですが、ナンバー91。落札率が 99.80 パーセントと高く、入札 15 者に対し、辞退 13、無効 1 となっておりますので、その背景を知りたいということです。

それから、ナンバー149。落札率 99.21 パーセントと高く、入札 11 者に対し、辞退 3、超過 5 となっているので、その背景を知りたいということで抽出しました。

最後に、ナンバー 8。随意契約なのですが、随意契約の中で契約金額が比較的高く、落札率が 99.56 パーセントであったため、その背景を知りたいということで抽出させていただきました。

(鈴木委員長)

津野委員、ご説明ありがとうございました。抽出案件については、事務局から一般競争入札、指名競争入札、随意契約の順に説明していただきます。質疑につきましては、ある程度区切りながら行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から一般競争入札の最初の 2 件について、説明をお願いいたします。

### (3) 抽出工事案件の審議

(事務局)

契約課の駒見です。よろしくお願いいたします。契約課の担当案件は 2 件ございますけれども、総合評価方式案件より説明させていただきます。まず、資料の 10 ページをお開きください。

抽出事案説明書①「万代排水区枝線 176～229 下水道管更生工事」について説明いたします。

「発注方式」は、制限付一般競争入札で総合評価方式を適用し、「工事担当課」は下水道管理センターです。「予定価格」は 6,317 万円で、「落札金額」は 6,000 万円でした。いずれも税抜きの金額が記載されておまして、「落札率」94.98 パーセントは、落札金額を予定価格で割り返したものでございます。

次の「工事種別」は、建設業法で工事の内容別に定める土木一式・建築一式などの 29 工

種のうち、どれに当たるかを記載しており、本案件は土木一式です。「工事概要」については、下水道の管更生工事です。次ページに工事概要の資料があります。管更生工事は、下水道管の耐荷能力、耐久性および流下能力を保持するため、老朽化した既設管内面に新たな管を構築するものです。前ページに戻りまして、「競争参加資格の設定内容」についてですが、個別の参加資格要件と全工事に共通する一般的事項を定めた「一般競争入札共通公告」の入札参加要件を適用しています。

次の「資格を設定した経緯・理由」ですが、本工事の個別の資格要件については、副市長を委員長とする新潟市請負工事等入札参加資格要件等審査委員会に諮り、定めております。

次の欄の「資格参加申請書の提出者数」・「辞退者数等」・「入札参加者数」ですが、「資格参加申請書の提出者数」は、電子入札における電子申請の申し込みを行った者の数で13者、「辞退者数等」は、申し込み後に辞退等の手続きを行った者の総数で10者、「入札参加者数」は、その辞退者数等を除いた参加者数で3者となっています。

次の「落札候補者の資格認定」についてですが、新潟市では、一般競争入札におけるすべての案件で落札候補者に対し、入札後に資格の審査をしております。いちばん下の「入札状況等の契約までの経過」については記載のとおりです。

続いて、12ページの入札公告をご覧ください。本工事の入札公告内容となります。上から、「案件番号」、「工事番号」、「工事名」、「工事場所」、「履行期限」、「発注部署」、「工事担当課」、「公表日」、「入札方式」、「工種」等が記載されています。中段の「予定価格」は事後公表とし、落札候補者決定後に公開しております。最低制限価格は総合評価方式のため設けておりません。

続いて、「申請申込締切日時」から「入開札予定日時」は、電子入札の手続きが可能な期間や開札時間等が記載されております。「前払金」は、契約締結後、請求があったのちに契約額の4割以内を前払いするもので、本工事では「する」としてあります。「部分払い」は、工期が2か年以上続く場合、年度ごとの出来高に応じて支払うものですので、本工事では「しない」としてあります。

次の「入札保証金」は、新潟市競争入札参加資格者名簿に登録されている業者であるため免除、「請負業者賠償責任保険」は要加入としてあります。下から8番目の「単体又は特定共同企業体」の欄以下が、本工事の入札参加資格を記載した部分となります。まず、「単

体又は特定共同企業体」についてですが、一定金額以上の工事では特定共同企業体の結成を資格要件としておりますが、本工事では単体として設定しています。

次の「格付又は評点」ですが、本市の競争入札に参加するためには、2年に一度、入札参加資格申請を行う必要があります、この申請に基づき、市で資格の認定と格付けを行っております。本工事では発注工種である土木一式に登録している業者を対象としております。

次の「営業拠点」については、地方自治法施行令で地域要件を設定することが認められており、本工事では、市内に本社・本店または支店、営業所を有する業者としております。

次の「実績要件」は、審査委員会に諮って定めた要件として、平成18年4月1日以降に竣工した、請負金額1,000万円以上の下水道管更生工事で公共工事又はコリズ登録の公共発注機関等の工事の元請実績のあるものとしており、技術者については、日本下水道新技術機構の建設技術審査証明を受けた、本管更生工法のうち、各工法協会が主催する技術講習を修了した自社又は下請業者の専門技術者を専任で配置することとしております。「工事概要」は、先ほど説明したとおりです。

最後の「備考」欄は、2点記載があります。1点目は、本工事は開札後、予定価格を公表したあとに積算上の疑義を受け付ける対象の工事であること。2点目は、予算の繰越承認が得られた場合には、履行期限を令和4年8月31日に変更するというを示しています。

13ページの入札結果をご覧ください。先ほども説明しましたが、事後公表とした予定価格は6,317万円、最低制限価格は総合評価方式のため設定しておりませんが、最低制限価格に代えて設定した調査基準価格は5,620万円です。資格参加申請書の提出者は13者、辞退者が10者、有効札が3者で、技術点を含めた総合評価の結果、「株式会社興和」が落札いたしました。落札金額は6,000万円です。なお、辞退者10者のうち、3者が「技術者の確保」を、また、3者が「積算した結果」を理由に辞退しております。残りの4者の理由は不明です。管更生工事は、本市に限らず、既に多く発注されており、入札参加業者が少なく、参加業者は高めの金額で札を入れてくる傾向にあります。

次に、総合評価の内容につきましては、技術管理課から説明させていただきます。

(事務局)

技術管理課です。抽出事案①の総合評価について説明いたします。本案件は、総合評価方式の簡易の施工計画を求めない特別簡易型を採用しております。

資料 14 ページをご覧ください。まず、上の表の総合評価方式による評価結果です。当該案件においては、入札参加者名欄にある 13 者について総合評価を行いました。なお、株式会社興和、株式会社小川組、株式会社河田建設新潟営業所の 3 者以外は辞退をしておりますので、辞退した 10 者につきましては総合評価の評価対象から外れています。

今回の入札においては、「価格評価点 (A)」と「技術評価点 (B)」を合計した「総合評価点 (A) + (B)」の最高点 99 点を取った株式会社興和が落札候補者になりました。

次に、下段の工事成績平均点表についてです。工事成績平均点については、各企業の過去 5 か年における新潟市発注工事の成績点の平均点を算出して成績評価点に換算したものです。工事成績評価点が 82 点以上の場合は最高で 5 点の評価となります。

次に、15 ページをご覧ください。総合評価方式に関する評価調書についてです。まず、上の表は、「工事番号」、「工事名」、「工事場所」、「工事概要」、「予定価格」、「調査基準価格」などを記載しています。そして真ん中の表には、総合評価の配点及び評価項目を記載しており、そのうち技術評価点は点数が記載されている項目につきまして、今回の評価対象としております。左から順に上から 2 番目の表題なのですが、工事の施工能力として、企業や配置予定技術者の能力を評価したものです。その右の「地域貢献度」は、災害時活動協力や高齢者雇用などを評価したものです。また、その右の「客観的な優良性」は、品質、マネジメントに関する国際基準である ISO 認証の部分などを評価したものになっています。

技術評価点は、これらの評価項目の評価の合計で 20 点満点になります。さらにその点数に価格評価点として 80 点満点を加えた、合計 100 点を満点として入札参加者を評価しています。なお、入札を辞退した場合、評価対象から外れるため技術評価点の評価点欄は空欄となっています。

結果として、表のいちばん右の技術評価点合計点の欄に記載しておりますが、落札候補者である株式会社興和の技術評価点は 20 点満点中 19 点となっております。

最後に、いちばん下の表をご覧ください。こちらが総合評価結果となります。この表には「入札価格」、「予定価格以下で調査基準価格以上の価格」及び入札価格に基づく「価格評価点 (A)」と先ほどの「技術評価点 (B)」、そして (A) + (B) を合計した「総合評価点」が記載されています。

今回の価格評価点では、予定価格以下で調査基準価格以上の価格のうち、最も低い金額

の 6,000 万円が配点基準価格、その額で応札した株式会社興和が 80 点満点となっています。

以上の経緯を踏まえて、総合評価点欄の順位の記載のとおり株式会社興和が 100 点満点中 99 点と最も高い得点を獲得し、落札候補者となりました。以上で、今回の総合評価方式の評価内容について説明を終わります。

(事務局)

続きまして、資料 16 ページをお開きください。抽出事案説明書②「区画道路 1 号他道路新設工事」について説明いたします。「発注方式」は、制限付一般競争入札で「工事担当課」は新潟駅周辺整備事務所です。「予定価格」は 5,317 万円、「落札金額」は 5,300 万円で、いずれも税抜の金額が記載されており、「落札率」は 99.68 パーセントでした。「工事種別」は土木一式で、「工事概要」については、今回新設する道路の規模等が記載されております。

次の「資格を設定した経緯・理由」ですが、前の案件と同様に、新潟市請負工事等入札参加資格要件等審査委員会に諮り決定したものです。次の欄の「資格参加申請書の提出者数」等は記載のとおりです。

続いて、18 ページの入札公告をご覧ください。本工事の入札公告となります。10 段目の「予定価格」は事後公表とし、次の最低制限価格は「設ける」としております。

次に、入札参加資格の主な要件を説明いたします。下から 4 段目の「営業拠点」については、市内に本社・本店または支店、営業所を有する業者としております。

次の「実績要件」につきましては、平成 18 年 4 月 1 日以降に竣工した、請負金額 1,000 万円以上の土木一式工事の実績を要件としておりますが、本工事は J R の高架下の工事のため、契約後に東日本旅客鉄道株式会社との協議により、一般社団法人日本鉄道施設協会の「工事管理者（新幹線）資格認定証」及び「工事管理者（在来線）資格認定証」を有する者を必要に応じて配置できることを求めています。

最後の「備考」欄は、3 点記載があります。1 点目は、この案件が再入札であるということ。2 点は、積算疑義申立案件ということ。3 点目は、予算の繰越承認が得られた場合には、履行日を令和 4 年 5 月 31 日に変更するというを示しています。

19 ページの入札結果詳細をご覧ください。事後公表とした予定価格はいずれも税抜で 5,317 万円、最低制限価格は 4,710 万円です。入札参加申請書の提出者は 2 者、辞退者が 1 者、有効札が 1 者で、「第一建設工業株式会社新潟支店」が落札しました。落札金額は

5,300万円です。

「入札参加者が少なかった理由」としては、本工事が鉄道橋梁下の道路改良工事であることから、鉄道施設の近接作業時における鉄道運行への安全確保等、特殊な施工管理技術と経験を要する「JRの工事管理者の資格」を有するものの配置を求めたため、参加できる業者が限られたものと考えられます。確認は取れておりませんが、辞退した業者もこのような理由で辞退をしたのではないかと考えております。

「落札率が99.68パーセントと高い理由」については、鉄道管理者との協議で決まった安全対策を取りながらの施工となるため、標準よりも施工日数がかかることによる費用の増加を見込み、通常の工事案件に比べ落札率が高くなったと考えられます。

(鈴木委員長)

ただいまの2件の説明について、ご質問はございますか。津野委員、どうぞ。

(津野委員)

最初の抽出案件①についてなのですが、昨年第1回の評価委員会でも下水管の更生工事がありました。場所が違うので抽出の対象とさせていただきました。多くの企業が辞退していた案件でしたので、今回も辞退の理由は同じようなことかと思いますが、理由は、下水管の更生工事が多く発注されていて企業が結構調整が難しいというか、重なってしまったため辞退した企業が多かった、ということを知っているのですけれども、その後、調整していきますというお答えがあったので、調整をされたのかということをお聞きしたいと思ひまして、質問させていただいたのですけれども。

(事務局)

発注課のほうには、なるべく新潟市の発注では重ならないようにということで依頼はしているところなのですけれども、このような工事が結局、近隣の市町村でも同じように行われておりますので、その調整まではさすがに本市だけではできないところがありまして、そういった意味で、もしかしたら重なる時期になれば、やはり高めになっていくということは考えられます。

(津野委員)

分かりました。ありがとうございます。

(鈴木委員長)

ほかに、いかがでしょうか。富山委員、お願いします。

(富山委員)

2番目の案件なのですけれども、実績要件にJRとの協議によって日本鉄道施設協会の「工事管理者（新幹線）資格認定証」及び「工事管理者（在来線）資格認定証」を有する者を配置できることということが入っていますけれども、これを持っているのは第一建設工業のみで、それ以外の業者は持っていないのでしょうか。

(事務局)

第一建設工業のみに限られることではないのですけれども、やはり持っている業者というのは数的にはどうしても限られてくるというところがあります。

(富山委員)

JRの仕事のほとんどを第一建設工業が取っていると伺っているのですけれども、そうすると競争が少ないのかなと思うのですけれども。

(事務局)

確かに第一建設工業はJRの資格認定を持った者を多く備えておりますので、受注はしやすいのですけれども、ほかにないかと言えば、もちろん競争性が担保されるくらいの業者はおりますけれども、費用の面等を考えて、第一建設工業が多く取っているのは現実的にはございます。ただ、全くないかというところ、そういうわけではございません。

(鈴木委員長)

よろしいでしょうか。ほかに、いかがでしょうか。津野委員。

(津野委員)

2番目の案件なのですけれども、備考欄に「再入札です」と書いてあるのですけれども、これは再入札なのでしょうか。

(事務局)

そうです。一度目に、もう少し全体の広い範囲で工事の発注がありました。同じく第一建設工業等が参加したのですけれども、最終的には皆さん辞退されて、一回、不調に終わっております。それで、もう一度工事箇所等を絞りまして、再入札し今回の結果に至ったものであります。

(津野委員)

分かりました。

(鈴木委員長)

工事箇所を絞るということは、まとめているところを分けると。

(事務局)

そうです。どうしても資格が必要な工事になりますが、今回は資格がなくてもいいところも含んでおりました。

(鈴木委員長)

そういう切り分け方ですか。

(事務局)

そうです。

(鈴木委員長)

ありがとうございます。ほかに、いかがでしょうか。榎並委員、どうですか。1番目は総合評価方式で、いろいろな条件がつけられたり、それぞれ点数があがっているのですが。

(榎並委員)

すごく面白いなと思って拝見しています。

(鈴木委員長)

たまたまというか、今回はいちばん金額を安く入れたところが落札しましたけれども、金額だけではなくて、ほかの要件について点数がよければ順番がひっくり返ると。金額だけでは決まらないと、今はそういうふうなことになっているのですけれども。

(榎並委員)

ギリギリの予定価格を業者の方はそういうふうに出されてくるのでしょうかけれども、あんまりギリギリだと調べられたりはするのですか。談合とか、今いろいろあるので、あんまりギリギリだと私、素人なので、そういうふうに出せるのかしらというふうにまず思うのです。その辺のことは出された金額に関して説明を求められているのかどうか、ということは何となく思うのですけれども。

(鈴木委員長)

業者のほうで、どうやってこういう金額を算定して入れているのだろうかという、その辺を説明していただければと思います。

(事務局)

本市におきましては、過去に官製談合等があった経緯もありまして、特に土木部門においては単価は公開しているところになります。

(榎並委員)

そうなのですか。

(事務局)

はい。なので業者がきちんと積算をしていれば、ある程度の予定価格や最低制限価格は計算できる状態になっておりますので、そういったところで近い部分になってくるといふこととなります。

(榎並委員)

そうなのですか。分かりました。それは構わないのですか。単価を公開するということとは。

(事務局)

その善し悪しはいろいろ議論はあるところなのですけれども、談合事件もあったということで、透明性のほうを重視している部分で、予定価格は算出できてしまう部分はあるのかもしれないのですけれども、単価については公開ということで、新潟市においては行っております。

(榎並委員)

そうなのですか。いつもそこが不思議だったのです。ありがとうございます。

(鈴木委員長)

そのほか、いかがでしょうか。上村委員、何かございますか。

(上村委員)

すごく些末なところを伺ってもよろしいでしょうか。15 ページのところなのですけれども、細かなところで疑問に思った程度なのですが、真ん中にあります技術評価点の項目のところの「地域貢献度」の左から三つ目に「地域内拠点」というものがございますけれども、これはどういうことなのでしょう。振られた点を見ますと、ゼロと 0.5 だけではなくて、0.25 というものもありますので、単に地域内に拠点があるかないかということを知っているだけではないような気がしましたので、この辺りを教えていただければと思います。

(事務局)

技術管理課からお答えします。これにつきましては、本社・本店が工事施工場所と同一区内に存在する場合は 0.5 点。本社・本店が上記以外の新潟市内に存在する場合は 0.25

点。本社・本店が市内に存在しない場合は0点と、そういう分けをしたものです。

(上村委員)

ありがとうございました。

(鈴木委員長)

ほかに、いかがでしょうか。大野委員、何かございますか。

(大野委員)

19 ページのところの富山委員もおっしゃっていた第一建設工業の寡占みたいな感じになっているということで、吉田建設さんが候補として出てくれたのですけれども、そもそもこの会社は資格認定というものはあったのか。それともう一つは、辞退理由は、このような理由で辞退したと思われまして説明があったのですけれども、ちょっとよく分からないので、もう少し詳しく具体的に教えてください。

(事務局)

吉田建設も資格は持っている中で手を挙げた、参加申請をしたところになります。ただ結局、コスト面等を考えた中で、あとは資格を持っているところの技術者をこの工事に使うかどうかとか、会社で考えた中で、ここの工事に使うことでコストが合うかどうかというところで判断されたのではないかとはおもっておりますけれども、実際、会社から細かくは聴取できてはおりませんので、あくまでもここは想定の域なのではございますけれども、そういったことでコスト面等を考えて、技術者の要件等を踏まえて、今回は辞退されたということで考えております。

(大野委員)

これはそういう資格を持っている会社は制限付一般競争になるのでしょうか。それを全社リストアップして候補者にあげるというようなことはしないのでしょうか。

(事務局)

指名で行うかということですか。

(大野委員)

はい。

(事務局)

額で指名競争入札と一般競争入札は区分しておりますので、この工事になると一般競争入札の対象となります。

(大野委員)

分かりました。

(鈴木委員長)

よろしいでしょうか。ほかに、ご質問等ございますか。

ーなしー

(鈴木委員長)

ないようですので、残りの一般競争入札について、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

西蒲区地域総務課の皆川と申します。抽出案件③「旧中之口東ひまわりクラブ解体工事」について、ご説明いたします。

資料の 20 ページをご覧ください。工事担当課は公共建築第 1 課でございます。税抜で予定価格は 1,913 万円、落札金額は 1,760 万円、落札率は 92 パーセントでございました。工事種別は解体です。工事概要につきましては、老朽化し未利用となった旧中之口東ひまわりクラブの解体を行ったものでございます。入札につきましては、一般競争入札を行ったところ、入札参加申請が 13 者ございまして、そのうち 1 者が辞退、1 者が棄権、また残り 11 者応札のうち、6 者が予定価格を超過し、2 者が最低制限価格を下回りました。よって、3 者から有効な入札がありまして、最も最低制限価格に近い業者が落札となりました。

経緯についてでございますが、解体工事については、一般的な土木工事と異なりまして、業者から聴取した参考見積りをもとに予定価格を積算してございます。解体の手法や人員配置等が業者ごとに異なってくるため、入札金額にバラツキが生じてくることが要因と推測してございます。

また、業者によっては一般の工事の請負状況や機材、人員の配置等、そのときどきの状況によって変化してくるものでございますので、また加えて解体工事ということで今回のような結果となったと考えてございます。

(鈴木委員長)

ただいまの説明について、ご質問はございますか。津野委員、どうぞ。

(津野委員)

決定価格と比べて、超過した業者の差が結構多いというところが気になるのですけれども、無効のほうは最低制限価格よりも少し下回っているというところは分かるのですけれど

ども、超過の部分の企業さんとの差が非常に大きいので、そこら辺はどんな感じでそうなったのかなということが気になったのですけれども。

(事務局)

こちらにつきましては、解体機材の手配や人員確保を背景としまして、自社手配できるところは工事価格を安く見積ったりすることができますけれども、機材をリースしなければならぬとか、人員が不足しているようなことから、工事価格を高く見積る業者があると考えてございます。

(津野委員)

ありがとうございます。

(鈴木委員長)

ほかに、いかがでしょうか。

(上村委員)

同じ点なのですけれども、先ほど予定価格の決定の仕方として、参考見積りをいくつか何社から取って、それでお決めになるというお話がございましたけれども、今回、この入札結果の資料を拝見させていただきますと、やはり価格に大きな開きがあるような気がいたしますので、そもそも参考見積りを出してもらった業者の選定と言いますか、それをどうやっていらっしゃるのか教えていただければと思います。

(事務局)

こちらにつきましては、過去の解体業の実績などから、実績のあるところを中心に見積りを取っております。西蒲区の案件でございますので、西蒲区の業者か、もしくは西蒲区になれば市全体の中から実績のあるところ3者から見積りをいただき、その中で平均を出しまして、この予定価格を決定してございます。

(上村委員)

なるほど。そうしますと、やはり過去に経験があるかどうかということと、西蒲区内に本社・支店なりがあるかどうかによって、かなり絞られたところでの参考価格になるということですかね。

(事務局)

西蒲区に限ってはないのですけれども。

(上村委員)

いないときには新潟市というお話しでしたけれども、なるほど、分かりました。ありがとうございました。

(津野委員)

今の質問に関連してなのですけれども、実績があるところというのはいくつあって、その中からどうやって3者を選んでいらっしゃるのですか。

(事務局)

当時、どれだけの実績があったかという資料をただいま持ち合わせていませんので、今、お答えすることは申し訳ございませんが、できません。

(鈴木委員長)

参考見積りのときに、実績があるというのは分かるのですけれども、多数の会社がある中で、どこの会社から参考見積りを取るかというのはアットランダムに当たるような形でやっているのか、それともある程度の基準があって、それに基づいて、さらに取る会社を決めるのか、その辺りどうなのでしょう。

(事務局)

解体に限らずだと思うのですけれども、アットランダムには決めてはおりません。やはり過去数年間どういった実績があるか、そういったものを調べたうえで選んでおります。区の発注工事でございますので、なるべく区内業者を優先いたしますが、対象業者が区内に足りなければ隣接区、また市全体に広げて見積り業者を選定してございます。

(鈴木委員長)

そうすると実績のいっぱいあるところに、どうしても参考見積りを出してもらおう形になっていくかなという感じですか。

(事務局)

区発注でございますので実績と本店が西蒲区にあるか、そういったところを総合的に評価して決めてございます。

(鈴木委員長)

そうすると、どうしても参考見積りを作ったところは、市の仕事についてはだいたい金額はこのくらいで取れそうかなとか、そういうふうな内情が分かってくるというか、そんな関係になっていかないのかなという、その点が、いいような悪いようなという感じがしたのですけれども、その辺りは。

(事務局)

1者だけではなく、今回は3者ということでしたので、想像ができるかどうかというところ、なかなか難しい部分はあるのではないかと思いますけれども。

(鈴木委員長)

参考見積りをお願いして、だいたいほとんどの会社はそれに応じてくれるものですか。

(事務局)

そうです。ただやはり場合によっては、ほかの工事と重なったりして人員が手配できないとか、そういった場合には、今回は参考見積りは辞退させてもらいたいということもあります。

(鈴木委員長)

参考とはいえ、見積りをするわけだから、結構負担は多少あるとは思うのですよね。

(事務局)

はい。ほかの工事と重なったりすると参考見積りを辞退されるところも出てまいります。

(鈴木委員長)

ほかに何かご質問ありますか。

ーなしー

(鈴木委員長)

特にないようでしたら、続いて、指名競争入札の2件について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

東区総務課の大竹です。よろしく申し上げます。24ページの抽出事案④「大石排水区大石2号貯留管 No. 7 分水人孔水位計設置工事」についてご説明いたします。

工事種別は電気、入札方式は指名競争入札です。予定価格は税抜504万円、落札価格は503万円で落札率は99.8パーセントでございました。工事概要は、大石排水区において集中豪雨などによる浸水対策として整備された雨水貯留管において工事修繕箇所には既設の下水道管から当該貯留管へ分水する目的で築造された分水人孔に水位計を設置するものでございます。

指名状況についてでございますが、当該案件は当初、大石2号貯留管に水位計を3か所設置する工事で、予定価格税抜1,406万円の一般競争入札として公告されました。その際、

5者の参加表明がありましたが、開札時に関しては辞退3者で無効1者、残る1者が予定価格超過のため入札不落となりました。このような経緯のもと、工事課より既設水路の現況水位が高い箇所に設置するとして、水位計個所を1か所とした当該案件の契約依頼がございました。指名業者については、新潟市建設工事の発注基準及び指名業者選定要綱に基づき、東区内の登録業者や隣接区である中央、江南、北の各業者を加え、15者を指名いたしました。

指名通知実施時点で、15者中9者の辞退申し出があり、また、開札時には4者辞退、結果、応札は2者となり、そのうち1者が無効で、残る1者が有効な入札だったため、契約成立となりました。

落札率が高い理由といたしまして、工事課によりますと、設計額ベースでは直接工事費が334万円のうち水位計本体の価格が271万円、約81パーセント。設置のための労務費が32万6,000円ということで約10パーセントとなり、受け差が生じにくい価格構成であったことが比較的高い落札率となった要因と思われます。

このことから、当該案件自体が業者にとって収益性の面で、あまり魅力的な工事ではなかったことが推測され、結果、辞退者の多い結果となったものと推測されます。

(事務局)

江南区地域総務課長の松屋でございます。よろしくお願いたします。抽出事案⑤下管第22号「駒込中継マンホールポンプNo.2ポンプ更新工事」につきまして、ご説明いたします。

資料の28ページをご覧ください。工事担当課は下水道管理センターです。予定価格は税抜635万円に対し、落札金額は630万円で、落札率は99.21パーセントでした。工事種別は、機械器具設置です。

資料の29ページをご覧ください。中継ポンプとは、自然流下で流れてきた汚水を浄化センターへ送るため、高い地へ引き上げるための江南区駒込1丁目地内にある中継ポンプですが、本工事は経年劣化したポンプの更新工事です。

資料の31ページをご覧ください。入札につきましては、指名競争入札を行いました。指名数11者のうち辞退または棄権が4者、無効1者、超過5者、有効入札が1者で、有効入札者を落札者として決定いたしました。有効入札が1者となってしまった原因としましては、工事の種別は機械器具設置であります。下水道施設の機械設備であるため、下水道

の施設やシステムにも精通している必要があることから、実績のない業者などは棄権や辞退を選択したものと思われます。

また、超過が5者となった原因につきましては、設計書では予定価格635万円のうち、ポンプ本体である機器費が500万円近くを占めており、入札者の積算内訳を見ても超過の業者はいずれも設計書より機器費が高く、それが入札価格に影響しているような傾向が見られました。さらに、最低制限価格は一定の算定式をもとに設定することになっていますが、本案件は通常より最低制限価格が高い設定となったため、有効入札の範囲が狭くなったことにより、結果として有効入札となったものが1者、落札率も99.21パーセントと高くなってしまったものと推察しております。

(鈴木委員長)

ただいまの説明について、ご質問はございますか。

(大野委員)

④の大石排水区の工事につきまして、15者指名して、辞退13者ということで、魅力がないとおっしゃられたのですけれども、もう少しこの辺りを具体的に説明していただきたいのと、入札参加者数2のうち有効札1で、もう1者無効となっていますが、聞き落としたかもしれませんけれども、なぜ無効になったのか、その二つを教えてくださいと思います。

(事務局)

まず、魅力的ではない工事になったというところですが、本体価格が80パーセントという形の設定になっていますので、その部分は経費として落ちますので、今回やる労務費が約10パーセントという形で考えていますけれども、労務費の比率が高ければ労務費の差額で収益をあげることということで、通常工事をしているような形なのですが、今回の工事の場合については、そういう価格構成ではなかったため、会社にとっても利益が上がらない工事について、やはりなかなか手が挙げられないかなということを推測されます。

(大野委員)

魅力がない、本体がもう直接材料費が高くて魅力がないということなのですが、直接材料費を下げるといえるのか、そういうことは不可能なのでしょうか。

(事務局)

不可能ではないですけれども、なかなか値引きができない商品というか、水位計自体があまり工事がされていない工事なもので、なかなかノウハウを持っている企業が、特に東区は電気工事の場合、辞退業者が多くて、通常 10 者の入札という形でやっていると思うのですけれども、東区の電気工事については 13 者指名していて、今回、一般競争入札の関係があったものですから、プラス 2 者で 15 者でやっても、こういう形になるということでもありますので、水位計についても工事の実績がないという部分で、それも要因なのかなということ考えています。

(大野委員)

2 者入札して、1 者有効というのですけれども、もう 1 者は無効とおっしゃられたのですけれども、なぜですか。

(事務局)

最低制限価格が 464 万円なので、今回、資料の 27 ページにございますとおり、450 万円ということで札を入れていますので、1 者がこういう形になっております。

(大野委員)

これは私見なのですけれども、指名業者 15 者も指名して、辞退が 13 者というのは、ちょっと不自然と言いますか、しょうがない面もあるのでしょうかけれども、その辺りを、多ければいいというものでもないもので、本当にできるところを指名するような、多ければいいというものではなくて、もう少し精選して指名業者を選んだほうがいいのではないかなと。13 者も辞退されるというのは、やはりおかしいと思われまますので。

(事務局)

なるべく地元の業者ということで優先にして、今回の場合、隣接区という形でかけましたけれども、広く新潟市という部分を含めて今後は考えていきたいということで、ありがとうございました。

(大野委員)

私見です。

(鈴木委員長)

ほかに、いかがでしょうか。

(上村委員)

関連して、この案件についてというよりは、もう少し大きなことになるかもしれません

けれども、今、例えば円安で原材料の価格がかなり高騰していると思うのですけれども、今回のように例えば機器費で8割を占めているですとか、そういう場合には、円安の影響なんかをもろに受けるような気がするのですが、そういったことも検討の一要素に加えていらっしゃるのでしょうか。もちろん予定価格を検討して、すぐに工事ということになるので、随分前の予定価格でというわけではないのでしょうかけれども、ちょっとその辺りが少し気になりました。感想として聞いていただければと思います。

(事務局)

実際、工事を発注するときと、その部分で時差があって、実際の経済状況というのがまだ分からない部分がありますので、なかなか設計した時点と入札をかける時点で、また時間のタイムラグ等がありますので、なかなか難しいのかなと思うのですが、そういう部分を加味できれば本来はよろしいかなと思うのですが、なかなか難しい問題なのかなということで、すみません。一般論で申し訳ないのですけれども。

(上村委員)

ありがとうございます。

(事務局)

あとは非常に大きな物価変動があった場合には、契約後に見直しをするということもできる請負約款になっておりますので。

(上村委員)

なるほど。分かりました。ありがとうございました。

(鈴木委員長)

ほかに、いかがでしょうか。

私から1点だけ。⑤の案件なのですけれども、31ページで最低制限価格が通常より高いということを先ほどお聞きしたのですけれども、通常はたしか9割で出していたかなと思うのですけれども、この件はどうして高くなってしまったのか、その辺をお聞きしたいと思いました。

(事務局)

説明があったように、機械代がほとんどを占めるということで、直接工事費の割合が高いと、いろいろな計算式の中で、直接工事費がどうしても高くなると最低制限価格も高くなる傾向があるかなと思います。

(鈴木委員長)

出し方は何かあるのですか。

(事務局)

最低制限価格については、方程式を決めております。非公表ではありますけれども。

(鈴木委員長)

直接工事費が高いと、それに連動して高くなるという感じなのですか。

(事務局)

はい。そういう傾向はあるかと思えます。

(鈴木委員長)

かなり幅が狭いところで争っていくということになるのですかね。分かりました。

ほかに、いかがでしょうか。

特にないようであれば、最後に、随意契約の1件について、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

江南区地域総務課です。抽出案件⑥「亀田清掃センター空気圧縮機インバータ更新工事」につきまして、ご説明いたします。

資料の32ページをご覧ください。工事担当課は亀田清掃センターです。予定価格は税抜1,818万円に対し、落札金額は1,810万円で、落札率は99.56パーセントでした。工事種別は機械器具設置で、工事概要は記載のとおり、空気圧縮機のインバータの更新工事です。

右のページに参考資料をつけております。空気圧縮機とは、亀田清掃センターの焼却炉の運転に必要な各種機器に圧縮空気を供給し、排ガスの温度を下げるための機器ですが、その起動に必要なインバータは基幹改良工事から6年が経過し、製造メーカーが推奨する交換期限を経過したことから更新工事を行ったものです。

前のページに戻ります。選定した相手方は株式会社権平工作所です。次に、随意契約の理由です。亀田清掃センターの空気圧縮機は、約6年前の基幹改良工事において設置された株式会社三井精機製であり、独自の技術に基づき設計施工されているため、当該機器のメーカー代理店以外での調整や整備は不可能です。また、本機器は、株式会社権平工作所が毎年点検整備を行っており、メンテナンス履歴についても精通しております。

このことから、過去の整備状況を熟知し、迅速かつ正確な施工が可能なため、地方自治

法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、新潟市内において契約可能な唯一のサービス代理店であります株式会社権平工作所と随意契約を結んだものです。

契約までの経過についてですが、令和 3 年 12 月 14 日に見積り合わせを行い、予定価格内での見積書の提出があったため、12 月 22 日に契約をいたしました。

入札情報、契約結果の詳細については、34・35 ページに記載のとおりです。見積り合わせの結果、1,810 万円で落札し、落札率は 99.56 パーセントでした。落札率が高くなった理由としては、予定価格の設定にあたりまして、工事発注課である亀田清掃センターが株式会社権平工作所から徴取した参考見積りを参考して設計をしたとのことですので、予定価格と落札額が限りなく近づき、結果的に落札率が高くなったものと思われま

(鈴木委員長)

ただいまの説明について、ご質問はございますか。

(富山委員)

これは、権平工作所以外のところはできないということなのですか。

(事務局)

製造メーカーの三井精機の代理店であります権平工作所が新潟市内に唯一ある代理店でございますので、ここでしかできないということになったと思います。

(富山委員)

6 年に 1 回交換しなければいけないということなのですが、今後、6 年に 1 回、あと何回換えないといけないのですか。

(事務局)

現在、亀田の清掃センターは更新の予定をされていまして、新しい清掃センターが出来上がるのが令和 11 年くらいだったのでしょうか。ですので、もう一回くらい更新をしないといけないのかなと推測されますが。

(富山委員)

今、こういうふうなビジネスモデル的にはメンテナンス、アフターサービス、交換をトータルで契約をすると払うほうも安くなるし、その事業者にとっても壊れる前に対応ができるという形になっていますので、次の契約のときは、そういうふうなトータルでやられるといいのかなと個人的には思いました。

(事務局)

所管課のほうでも、そういったことも検討をされているようなので、またそういったお話を伝えておきたいと思います。

(鈴木委員長)

よろしいでしょうか。ほかに、質問等ございますか。特にありませんか。あるいは全体をとおしてでも結構ですけれども、何かご質問等ございませんか。津野委員。

(津野委員)

いつものなのですけれども、女性技術者が参加要件になっている工事件数というのは何件くらいあったのかお聞きしたいと思います。

(事務局)

女性技術者の配置を要件とする入札の実施状況なのですが、令和3年度の下半期の期間については、土木工事を1件、女性技術者の配置を要件として発注しました。令和3年度は最終的に2件ということになったのですけれども、今年度はできるだけ昨年以上の件数で発注をしたいと思っております、すでに1件、建築工事の発注を女性技術者の配置を要件として実施しています。土木工事につきましても、近々1件発注できればと考えているところです。

(津野委員)

ありがとうございました。

(鈴木委員長)

ほかに、ございますか。

(富山委員)

今のものに関連してなのですけれども、やはり女性活躍ダイバーシティということで、特に技術系や建築系や土木系など、女性にもっと活躍の場を与えてほしいなと思いますので、1件や2件というレベルではなくて、もう少し政策的に増やしていくといいのではないかなと思います。

(事務局)

今、私どもでやっております女性技術者の配置というのは、現場の監督であるとか主任技術者を配置してくださいというようなものを要件にしているのですけれども、本来は女性が活躍する場面というのは、そういうところだけではないと思いますので、どういった形が女性の活躍に資するのかというところを、またいろいろ考えながら検討してまいりた

いと思います。

(鈴木委員長)

ほかに、ございますか。よろしいでしょうか。

今回、皆様から見ていただきましたが、案件については特に問題なかったと思われま

次に、次第の「2. その他」ですが、事務局から何かございましたら説明をお願いいたします。

## **2. その他**

(事務局)

連絡事項を2点させていただきます。次回の定例会議は、令和4年度11月下旬を予定しています。時期が来ましたら、また日程調整のご連絡をさせていただきたいと思

また、次回の工事の抽出をしていただく当番委員につきましては、前回ご承諾いただきましたとおり、上村委員にお願いしたいと思っていますので、そちらもよろしくお願

(鈴木委員長)

以上をもちまして、本日の日程の予定をすべて終了いたしましたので閉会とさせていただきます。本日は、どうもご苦労さまでした。